

日吉台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定
令和6年3月一部改定

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめを防止するための基本的な考え方・基本理念(方向性)

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性のある、もつとも身近で深刻な人権侵害案件である。いじめの防止には、いじめを特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。つまり、広く社会全体の問題として取り組む必要がある。

(1)いじめの未然防止

学校は、いじめの未然防止に向けて、子どもが自己有用感をもつとともに、他を思いやる心やコミュニケーション能力を育むことができるよう授業づくり、集団づくりを進める。また、学校は、いじめ防止の観点から、すべての教育活動を人権尊重の精神に基づいて展開することとし、そのために人権、児童理解、児童指導等に関わる研修により、教職員の資質向上に努める。

(具体的な取組)

- ・計画委員会提案による居心地の良い学校～いじめのない学校づくり～プロジェクトへの取組
- ・横浜子ども会議、人権週間の取組、全校への呼びかけ
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・YPアセスメントの活用

(2)早期発見・早期対応

学校は、いじめを見逃すことなく、早期発見・早期対応できるよう、教師が子どもと向き合う時間の確保に努め、一人ひとりの子どもへの声かけ、見取りを行っていく。また、学校は、定期的にいじめに関わる調査、面談等を行う。

(具体的な取組)

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携
- ・いじめアンケートと教育相談の実施

(3) 適切な対応・措置

学校は、いじめの疑いがあった段階で、特定の教職員で抱え込むことなく、いじめ対策防止委員会を中心に全教職員で事案を共有し、解決にあたる。解決にあたっては、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて発達段階に応じた適切な指導を行い、継続的な指導及び支援を行う。指導は、教職員だけでなく、保護者の理解と協力、関係機関・専門機関との連携のもと行う。

(具体的な取組)

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定
- ・当該児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3カ月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童・保護者が心身の苦痛を感じていないこと

子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するため、学校は、学校だけで問題を抱え込むことなく、保護者はパートナーという基本認識にたち、保護者や地域、行政機関と連携し、それぞれがその役割を自覚し、主体的かつ相互に協力していじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対応・措置を進めることができるようにする。

また、学校は、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会を実現できるよう支援していく。

3 学校いじめ防止基本方針の目的

学校いじめ防止基本方針は、上記の考え方のもと、学校及び教職員、保護者、地域住民がいじめ問題におけるそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して対策を進め、子どもの健全育成といじめのない社会を実現することを目的として、いじめの防止及び解決を図るため必要な基本事項を定める。

第2章 組織の設置及び組織的な取組

1 いじめ防止対策委員会

運営：日吉台小学校におけるいじめの防止及びいじめ事案に対する措置等を総括する組織として、いじめ防止対策委員会を常設する。そして、月1回以上定期的に開催する。

組織①：いじめ防止対策委員会(常設委員会)

構成：学校長・副校長・主幹教諭・児童支援専任・教務主任・学年主任・個別支援学級主任・養護教諭

活動内容：いじめを発見し、その対応を組織的に検討し、今、認知され、解消にむけて取り組んでいる案件があれば、共通理解、情報共有を行う。また、解消した案件については共通理解を行う。いじめの認知及び対応方針の確認・決定を行う。

組 織②:いじめ防止対策委員会(臨時委員会)

構 成:学校長・副校長・児童支援専任・当該学年主任及びクラス担任

活動内容:いじめと思われる事案が発生した際に、即刻開催し、いじめの認知及び対応方針の確認
・決定を行う。また、児童支援記録に児童支援専任もしくは学年主任が内容(期日、聞き取り内容、事実確認の有無、対応方針、保護者対応の記録)を記載する。

※ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

※ 委員会開催時には、話し合われた内容を会議録(全市統一)に記録し、会議録、いじめ認知報告書は5年間、アンケートは卒業後1年間保存する。

2 いじめ防止対策委員会の役割

(1)いじめ防止に向けた年間計画の検討と検証(計画案の作成は人権教育・児童指導担当)

(2)いじめやいじめが疑われる事案が発生した場合、これに組織的に対応するため、情報の収集や記録、その他の役割分担を総括する。

(3)重大事態が起こった場合には、その調査及び対応にあたる。

3 いじめ防止のための年間の取組計画

	教 職 員	児 童
4月	学校スタンダード確認 地域訪問 学校いじめ防止基本方針の確認 いじめ防止対策委員会の設置 個人面談 学級状況情報交換 (通年)	児童会活動のテーマと年間計画の作成
5月	特別支援教育研修 Y-Pアセスメント研修 児童理解研修	いじめ解決アンケート・Y-Pアンケート実施 横浜子ども会議に向けた代表委員会提案 居心地の良い学校～いじめのない学校づくり～プロジェクトに取り組む
6月	教育相談実施	サイバー防犯教室
7月	個人面談実施 特別支援教育研修	教育相談
8月	いじめ防止研修	横浜子ども会議
9月		
10月	Y-Pアセスメント研修	いじめ解決アンケート・Y-Pアンケート実施
11月	児童生徒指導・人権研修	教育相談
12月	個人面談	給食週間
1月	学校スタンダード見直し	
2月	児童理解研修	
3月	来年度の学校スタンダード作成 ↓ 学校いじめ防止基本方針の見直し・改定	来年度の学校のきまりを確認

第3章 いじめの防止及び早期発見のための取組

1 いじめ防止の取組

(1) 学年チームによるわかる授業づくり

学年をチームとして、授業交換、合同授業等を積極的に行い、複数の教職員の目で学年の子ども一人ひとりをより広く、深く観察・理解し、指導にあたるようにする。

学年チームで、子どもの体験や思考・表現を生かした授業づくり、基礎基本の定着を図る授業づくりを進め、子どもが互いの考えを尊重しながら、生き生きと学習活動に参加できるようにする。

(2) 異学年交流活動の充実

なかよし活動での異学年との関わり合いを通して、相手を思いやり、尊重する心や人のために役立つこと、認められることの喜び、自己有用感をもてるようにする。

(3) 生活・学習スタンダードの活用

学校生活の基本的な約束を理解、徹底させることで、すべての子どもが安心して学校生活や学習活動に取り組めるようにする。

(4) あいさつの励行と「ありがとう」の言葉があふれる学校づくり

教職員・ボランティアの保護者による朝の声かけとふれあい委員会の児童を中心とする全校でのあいさつ運動の実践。思いやりの言葉や行動で互いが助け合い、「ありがとう」の言葉がたくさん聞こえる学校づくりを進める。

(5) 多職種連携

専門家に授業の様子や児童の実態を見てもらい、助言を得ることで、より適切に児童を理解し、指導、対応できるようにする。

2 いじめの早期発見

(1) 教職員による日常の子どもの見取りと情報の共有

いじめを早期発見できるよう、教職員が子どもと向き合う時間をできる限り確保し、子どもが発する小さなサインを見逃さないようにする。子どもの状況について、学年研究会、職員会議等の機会を通して、教職員間で情報の共有を図る。

(2) アンケートによる児童の実態把握

Y-P アセスメント、学校生活アンケート、市一斉いじめ解決のための生活アンケート等を実施することで、児童の実態を把握し、いじめやいじめの前兆の発見に努める。

(3) 相談体制の整備

子どもや保護者が困ったときの相談先には、担任のほか、学年教職員、児童支援専任教諭、養護教諭、管理職等、様々な相談先があることを周知する。スクールカウンセラーの相談来校日を学校だより等で周知する。

3 いじめに対する措置

- (1)いじめを発見し又は通報を受けたときは、問題の解決までいじめ防止対策委員会を中心に、組織的に対応する。
- (2)当該児童及び保護者の心身のケアに最大限努力するとともに、関係児童への指導・支援、その保護者への支援にあたる。
- (3)いじめの事案が犯罪行為にあたりと認められる場合、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察その他の専門機関に通報する。
- (4)研修の実施
学校は、いじめの問題に適切に対応していくため、児童理解についての研修、いじめの防止や対応に向けた研修、法の確実な運用を行うための研修を計画的に行う。
- (5)まちとともに歩む懇話会(まち懇)、学校・家庭・地域連携事業、教職員・民生児童委員の集い、主任児童委員連絡会等の活用をする。学校は、いじめの問題を保護者、地域と連携、共有して対応していく。

4 重大事態への対処

(1)重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

(2)重大事態の報告

重大事態の「疑い」がある事案が発生した場合には、学校は直ちに横浜市教育委員会に報告する。

(3)重大事態の調査

いじめの事案が重大事態であると判断された場合、教育委員会の指導・支援のもと、学校は「学校いじめ防止対策委員会」を中心に直ちに対応するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査の結果は教育委員会に報告する。

(4)児童・保護者への説明

いじめを受けた児童や保護者に対しては、調査によって明らかになった事実を必ず説明する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

その他

学校いじめ防止基本方針の改定後は、必ず学校のホームページで公表し、保護者や地域が基本方針の内容を確認できるようにする。各年度のはじめには、「学校いじめ防止基本方針」を児童、保護者、地域、関係機関等に説明する。(保護者会、学校説明会、まち懇等)